

Q1 どの候補に投票するか、友達や親と相談してもいいのですか。

どの候補に投票するかを誰かに相談することは、特に禁止されていません。投票は、本人の自由な意思により行うものです。最終的には、自分でよく考え、自らの判断で投票する候補者を決めて投票することが重要です。

また、友達にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねた際に答えを強要することは、投票の秘密保持の趣旨からできません。さらに、特定の候補者や政党に投票するよう呼びかけることは、選挙運動と認められることから、場所や方法に制限があることに注意が必要です。

Q2 私は 18 歳です。選挙運動期間内にウェブサイトを使った選挙運動をしてもいいと聞きました。〇〇党のホームページをプリントアウトして友達に配りたいと思います。配ってもいいのですか。

満 18 歳以上であっても、選挙運動用のホームページや候補者、政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして配布することはできません。

Q3 〇〇党のために活動している人から、同級生の連絡先一覧（名簿）を渡すように言われました。渡してもいいのでしょうか。

学校で作成し、児童・生徒に配布している名簿（部活動のものを含む。）は、緊急連絡等のために作成・配布されているものであり、政治的活動や選挙運動のために他人に譲り渡すことを目的としているものではありません。また、名簿を譲り渡すことで、他の人に損害等が生じるおそれもあります。このため、名簿に記載されている他の人に無断で、名簿を譲り渡すことは認められていません。

Q4 友達から〇〇党の演説会に出るように強く誘われて困っています。どのようにすればいいのでしょうか。

演説会への参加などは、本人の自由な意思に基づいて行われるべきものであり、強く誘われて困っている場合は、まずは、誘ってくる友達に対して、そのような集会に参加する意思がないことをはっきりと伝え、参加を断ることが重要です。それでも勧誘がやまない場合は、学校の教員など身近な大人に相談しましょう。

都立特別支援学校における主権者教育の推進について

～都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者の皆さんへ～

公職選挙法が改正され、選挙権を有する者の年齢が、満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられることになりました。この選挙権年齢の引下げは、70 年ぶりの歴史的改正であり、若者に対する主権者教育のより一層の推進が求められています。

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒も、満 18 歳以上の生徒は、有権者となります。都立特別支援学校での主権者教育の概要と、障害者が円滑に投票できるための制度等について御理解を頂き、学校における主権者教育の推進に御協力をお願いします。

都立特別支援学校における主権者教育の概要

○小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行う教育課程における主権者教育

◆小学部及び中学部

学習指導要領に示されている各教科等の内容と関連させて実施します。

< 単元例 >

- ・小学校 社会〔第6学年〕「私たちの暮らしを守る日本国憲法」
- ・中学校 社会〔公民的分野〕「住民としての地方の政治」

◆高等部

「現代社会」を必修科目として原則として第 1 学年で履修することとします。

○知的障害のある児童・生徒の教育課程における主権者教育

実際の学校生活の中で、体験的、具体的な学習活動を実施します。

◆小学部及び中学部

係活動や委員会活動等で果たすべき役割と責任について、体験的に学習します。

◆高等部

地域の選挙管理委員会の出前授業等の活用に加え、生徒会選挙の機会を通して、選挙の意義や具体的な仕組みを体験的に学習します。

